

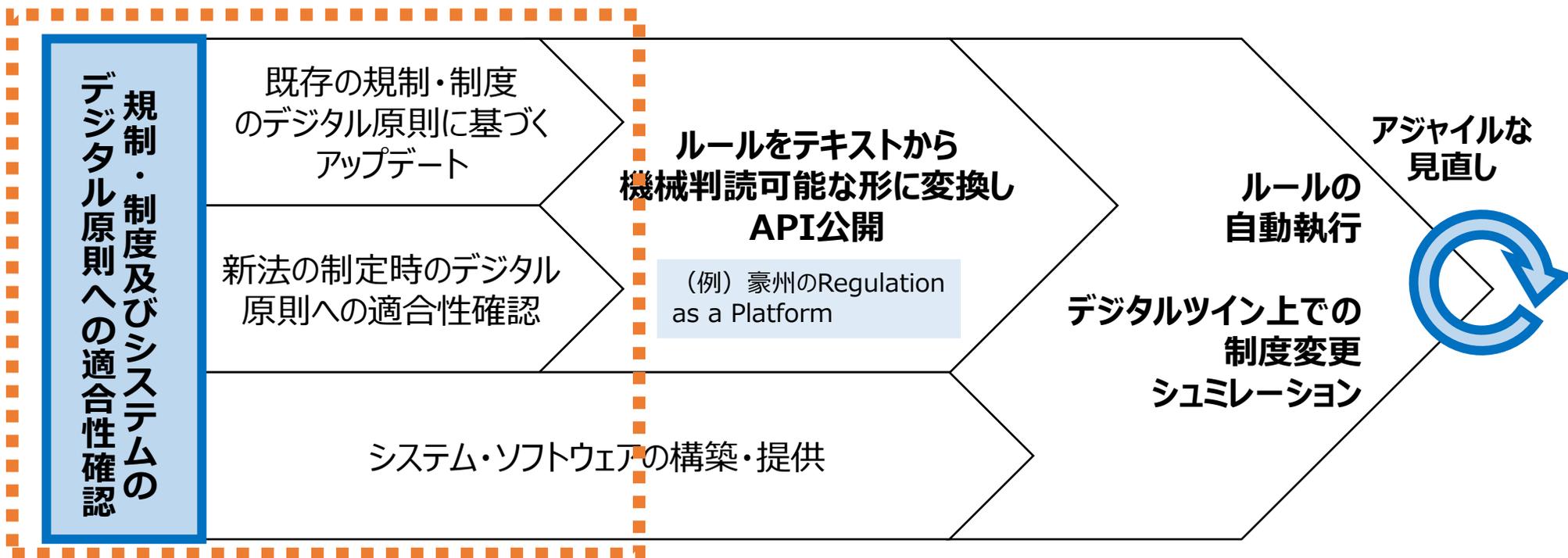
# 法令のデジタル原則への適合性確認 のプロセス・体制について

令和 4 年 2 月 28 日

## デジタル庁

# 今後の法制事務のデジタル化に向けて

今後、法制事務のデジタル化に向けてリーガルテック/レグテック等を活用しつつ、デジタル時代にあわせて規制・制度とシステムの仕様を自発的かつ一体的に見直し続けるための仕組みやプロセスを具体化していくことを検討。



法制執務に援用可能なリーガルテックやレグテックの例：

契約書の自動作成・AIレビュー

契約情報の自動集約  
自然言語処理による解析  
→危険条項の自動検出・修正サジェスト

スマートコントラクトによる  
契約の自動執行・履行管理

# デジタル技術と規制見直し事項の対応イメージ

①画像・データを遠隔  
で取得・提供

②画像・データの解析・診  
断・評価を自動化・機械化

③事態対処を自  
動化・機械化

④検査周期を  
延長・撤廃

紙の  
介在

書面
閲覧・縦覧
掲示
対面
講習
目視
検査・点検・監査 (構造物/業務)
調査
巡視・見張
常駐
専任
定期
第三者
自主
調査・測定

人の  
介在

頻度

 オンライン手続

 ウェブ会議

 カメラ

 センサー

 ドローン

 画像診断

 ビッグデータ  
分析

 緊急通報装置

 デジタルツイン

 3Dモデリング

 リアルタイム  
対処

 ロボット

 リアルタイム  
モニタリング

# デジタル原則への適合性確認のプロセス化の必要性

- デジタル原則の徹底を図るためには、日々新たに行われる新規法令の策定や法令改正に際してデジタル原則への適合性の確認が不可欠であるとともに、それらに伴う通達等（新規法令の策定等を伴わないものを含む。）についても確認が必要。
- さらに、デジタル技術が常に進展していく以上、既存法令等についても、新たなデジタル技術活用等を踏まえての継続的な点検・見直しが不可欠。

## 論点①

政策企画の早い段階からデジタル原則適合性を当局が自律的に考慮できるよう、**具体的な指針**を提示できないか。

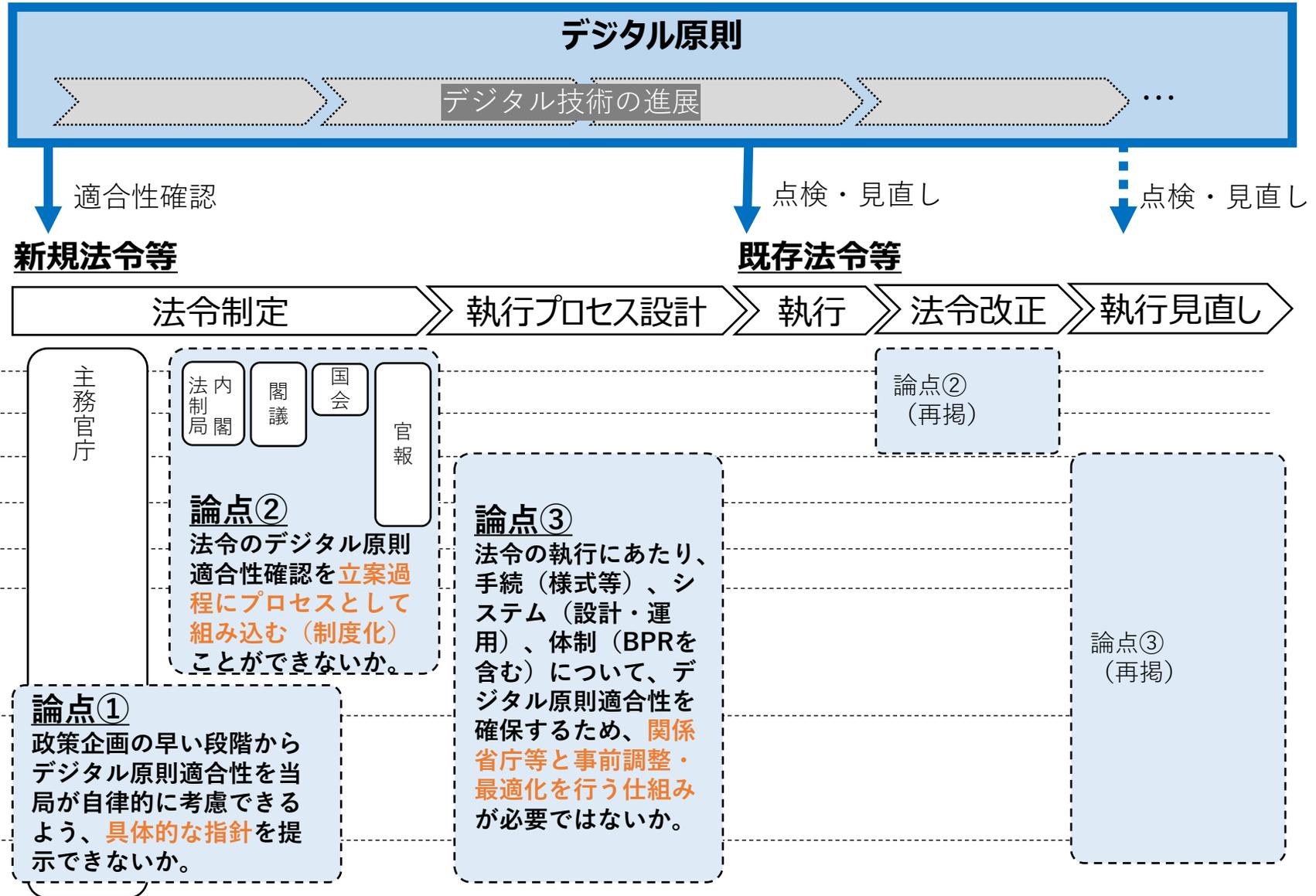
## 論点②

デジタル原則に基づく新規法令等の適合性確認や既存法令等の点検・見直しを、**立案過程等にプロセスとして組み込む（制度化）**ことができないか。

## 論点③

法令の執行にあたり、**手続（様式等）、システム（設計・運用）、体制（BPRを含む）**について、デジタル原則適合性を確保するため、**関係省庁等と事前調整・最適化を行う仕組み**が必要ではないか。

# 法令等のライフサイクルにおける各論点の位置づけ



# デジタル原則への適合性確認のプロセス化にあたっての課題

## 論点①

- ◆「デジタル原則への適合性確認等のための具体的な指針」をデジタル臨調事務局／デジタル庁にて策定し、事前に公表することで、自律性と予見可能性を担保することが必要ではないか

## 論点②

	新規法令等の確認	既存法令等の点検・見直し
○主体	◆デジタル社会の形成を推進するデジタル庁か、個別政策の責任を担う各府省（官房、担当部局）か等	
○対象	◆法令以外に、通達等まで対象とすべきか（デジタル庁・各府省で役割分担か）	
○時期	◆立案過程のどのタイミング・時期で確認を行うべきか ←法律・政令、省令以下で立案過程が異なる	◆デジタル技術の進展に応じて実施 ←技術動向や活用状況等についてどのように把握するか ◆国民等からの声に応じて実施 ←エンドユーザーを含めた様々な声をどのように把握するか ◆定期的実施 ←デジタル原則適合性の実態を把握した見直しも必要か

## 論点③

- ◆法令の執行プロセス設計に着手するにあたり、デジタル原則適合性を確保するために手続、システム、体制をどのように最適化すべきか、デジタル庁の呼びかけにより関係省庁等で整理することとしてはどうか（「デジタル原則への適合性確認等のための具体的な指針」又は「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」に明記か）